

平成26年(行ウ)第521号 法人文書不開示処分取消請求事件

原 告 レペタ・ローレンス

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

原告準備書面(2)

2015年 3月11日

東京地方裁判所民事第38部B1係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 古本 晴英

同 弁護士 柳原 敏夫

同 弁護士 神山 美智子

同 弁護士 船江 理佳

目次

第1、はじめに	2頁
第2、成績・計画概要書等が不開示事由に該当しないこと	
1、答弁書の誤りについて	2頁
2、成績・計画概要書の不開示事由について	4頁
3、中課題評価票及び中課題工程表の不開示事由について	5頁
第3、求釈明	6頁

本書面は、答弁書に対する原告の反論である。

第1、はじめに

原告準備書面(1)の「第1、はじめに」で述べた通り、本裁判の主題は、実験の生データが記録された実験ノートの開示請求に対する全部不開示処分の取消を求めるものであり、その主題をめぐって、

- . 実験ノートが物理的に存在すること、
- . 実験ノートが組織共用文書であること
- . 実験ノートが不開示事由に該当しないこと

の3つの論点を論じてきた。これに対し、被告が答弁書で論じる「成績・計画概要書」及び「中課題評価票及び中課題工程表」(以下、総称して成績・計画概要書等という)は、本裁判の副題にすぎず、その論点も上記 「不開示事由の存否」のみである。

他方で、本件において、実験ノートの「不開示事由の存否」と成績・計画概要書等のそれとは共通する部分が多い。

原告は、実験ノートの「不開示事由の存否」について、原告準備書面(1)の「第7、本件実験ノートが不開示事由に該当しないこと」で、《被告の主張をまって正式な反論をする》(40頁)と述べたので、成績・計画概要書等の「不開示事由の存否」についての正式な反論も同様とし、以下、さしあたり必要最小限の反論をする。

第2、成績・計画概要書等が不開示事由に該当しないこと

1、答弁書の誤りについて

最初に、答弁書は以下の2点で誤りをおかし、議論を混乱させているので、交通整理する。

- . 開示請求の対象の誤り

原告が第二次開示請求で求めた開示請求の対象とは、甲1の開示請求書記載の通り、実験データという客観的な事実が記録された部分であって、実験データ等から研究者が考え出したアイデアや考察・意見・ノウハウが記録された部分ではない。

両者は明確に区別されている。それゆえ、たとえ部分開示により成績・計画概要書等記載の実験データが公開されても、第一次実験ノート裁判で被告が危惧を表明した《各研究者の自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退する》(第一次実験ノート裁判答弁書4頁2(2))恐れはない。

にもかかわらず、被告は第二次実験ノート裁判においても、依然この区別をしようとせず、以下の通り、開示請求の対象の中に、実験データ等から研究者が考え出したアイデアや考察・意見・ノウハウが記録された部分を混入させている。

? .《そこに記載されている実験データ・報告は》(4頁下から10行目)

しかし、原告が開示を求めているのは「実験データ」であって、それ以外の「報告」ではない。

? .《その記載内容には、後日、修正或いは取り消される可能性を持つものも含まれている。》(4頁下から7~6行目)

実験データから研究者が考え出したアイデアや考察・意見なら、科学論争や新たな発見の中で、後日、これらのアイデア・考察・意見が修正或いは取り消されることはざらにある。それが科学本来の進歩の姿である。しかし、捏造など不正行為により記録された実験データは別にして、不正行為なしに記録された実験データが、後日、再検証・再実験の対象になることは日常茶飯事だとしても、「これこれの実験条件で実施したらこれこれの実験結果が得られた」という実験データ自体はそのまま保存されなくてはならず、この実験データ自体が後日、修正或いは取り消されることはある得ない。

? .《特許等の素材になる可能性を含むものもありえるが、それが公開されてしまえば、公開時点で新規性を喪失し》(5頁2~3行目)

周知の通り、特許が保護する「発明」とは「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」(特許法第2条1項)というアイデアである。新規性を喪失云々の議論もアイデアについてである。しかし、本件で原告が開示を求めている対

象は客観的な事実である「実験データ」であって、研究者のアイデアではない。

. 「不開示事由の存否」の判断時期

言うまでもなく、「不開示事由の存否」を判断する時期は、開示請求があつた時点であり、開示請求の対象である文書が作成された時点ではない。

しかし、以下の記載から明らかな通り、被告が「不開示事由の存否」を問題にする時期は成績・計画概要書が作成された時点であり、誤りというほかない。

《そこに記載されている実験データ・報告は、　すべて研究途上のものであり、》
(4 頁下から 10 ~ 7 行目)

第二次開示請求で原告が開示を求めた対象は、2007年12月13日、被告に対し、被告が行ったディフェンシン遺伝子を導入した遺伝子組み換え稻の開発及び栽培の研究プロジェクト（以下、本研究プロジェクトという）のうち「開発」に関連して実施されたすべての実験で作成された実験ノートその他実験の生データが記録された文書である（甲1）。そして、原告の第二次開示請求の時期は2013年10月8日であり（甲1）この時点で本研究プロジェクトは完全に終了しており、法5条4号ホの不開示事由「研究の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」の判断基準である（1）知的財産権に関する情報、調査研究の途中段階の問題も（2）試行錯誤の段階の問題も生じる余地がない（詳解「情報公開法」81頁。東京地方裁判所平成16年12月24日判決参照）。

2、成績・計画概要書の不開示事由について

以上の通り、被告の誤りを正し、正しく議論を整理すれば、以下の理由により、成績・計画概要書は法5条4号ホの不開示事由に該当しないことは明らかである。

第1に、第二次開示請求で求めた開示請求の対象は実験データという客観的な事実が記録された部分であって、実験データ等から研究者が考え出したアイデアや考

察・意見・ノウハウが記録された部分ではない。たとえ部分開示により成績・計画概要書等記載の実験データが公開されても、第一次実験ノート裁判で被告が危惧を表明した《各研究者の自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退する》（第一次実験ノート裁判答弁書4頁2(2)）恐れはない。

第2に、本研究プロジェクトは2006年の屋外栽培実験終了後に中心メンバーは研究施設から異動となり、2013年10月の第二次開示請求の時点においては完全に終了しており、「研究の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」の判断基準である(1)知的財産権に関する情報、調査研究の途中段階の問題も(2)試行錯誤の段階の問題も生じる余地がない。それゆえ、部分開示により実験データが公開されても全く問題がないのみならず、本研究プロジェクトに関するかぎり、仮に全部開示により成績・計画概要書に記載された研究者のアイデアや意見まで公開されたとしても、《各研究者の自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退する》恐れもないことが明らかである。

第3に、iPS細胞の熾烈な特許競争からも明らかな通り、生命科学の研究開発において特許出願は一分一秒を争う競争である。しかし、本研究プロジェクトの「開発」の中で被告が特許出願したのは2001年9月18日出願の「複合病害抵抗性を示す形質転換植物」の発明ただ1件であり（甲27）これ以降、現在に至るまでの14年間に1件も特許出願していない。現時点では本研究プロジェクトも終了し、中心メンバーも研究施設から去り、散り散りばらばらとなった。

にもかかわらず、本研究プロジェクトの実験データが《後日の再評価によって改めて論文ないしは特許権の素材になる可能性を含む》（5頁2～3行目）という被告の主張は、生命科学の現場の常識に照らし凡そあり得ないことである。再評価の可能性は限りなくゼロに近い可能性でしかない。

3、中課題評価票及び中課題工程表の不開示事由について

中課題評価票及び中課題工程表が法5条4号ホの不開示事由に該当しないことにについて、その理由は成績・計画概要書と同様である。

第3、求釈明

第1において、原告は、実験データについて、「それが捏造など不正行為によるものなら、後日の修正或いは取り消しはあるとしても、不正行為なしに記録された実験データ自体について、後日の修正或いは取り消されることはあり得ない」旨主張した。

しかるに、被告は、実験データについても、それが後日の修正或いは取り消される可能性があることを理由の1つにして、「研究の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があると主張する。

その主張の根拠を明確にするために、以下の点に明らかにされたい。

- (1)、実験データが「科学的に未確定なもの」とはいかなる意味か。
- (2)、実験データが「科学的に確定したもの」があるとすれば、いかなる意味か。具体的にどういう場合か。
- (3)、実験データが「後日、修正或いは取り消される可能性を持つ」とはいかなる意味か。具体的にどういう場合か。
- (4)、実験データが「最終的に科学的に確定したものとしての責任の持てるもの」とはいかなる意味か。具体的にどういう場合か。

以上